
AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade / TAX

2026年1月15日

輸入貨物に係る少額免税制度の見直しを巡る動向 —令和8年度税制改正大綱および令和8年度関税改正の答申—

弁護士 下尾 裕 / 弁護士 松本 拓 / 弁護士 澤田 駿

Contents

I. はじめに

II. 令和8年度税制改正大綱

1. 課税対象の見直し(通信販売の方法によって輸入される1万円以下の貨物に課税)
2. 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入

III. 令和8年度関税改正の答申

1. WG中間とりまとめの概要
2. WG中間とりまとめにおいて言及されていた対応の方向性
 - (1) 保税業者に対する「業務の適正性の確保を促す」行政処分の新設
 - (2) 輸入申告項目への「プラットフォーム事業者等の番号」および「販売時における課税の有無」の追加
 - (3) 関税の課税価格決定の特例の廃止
3. 令和8年度関税改正の答申

I. はじめに

内閣府税制調査会の「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」において、輸入貨物に関する消費税の少額免税制度(いわゆるデミニミス(de minimis))の見直しについて議論がなされていたところ、今般、2025年12月26日に閣議決定された令和8年度税制改正の大綱(以下、「令和8年度税制改正大綱」という。)においては、少額免税制度の改正およびその徴収手段としてのプラットフォーム課税が盛り込まれることとなった。

また、2025年5月14日の財務省関税・外国為替等審議会の関税分科会では「急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ」(以下、「WG」という。)が設置され、関税に係る輸入貨物に係る少額免税制度の改正を視野に入れた議論がなされてきた¹。今般、令和8年度税制改正大綱に先駆けて、WGの中間とりまとめ(以下、「WG中間とりまと

¹ これまでの輸入貨物に係る少額免税制度に関する動きについてはこちらの記事も併せて参照されたい。

輸入貨物に係る少額免税制度の見直しについて 下尾裕／松本拓／澤田駿(2025年6月23日)

め」という。)が関税分科会において報告され、WG 中間とりまとめを前提に令和 8 年度における関税率および関税制度の改正等についての答申(以下、「令和 8 年度関税改正の答申」という。)が公表されていることから、これらの内容についても併せて概観する。

II. 令和 8 年度税制改正大綱²

1. 課税対象の見直し(通信販売の方法によって輸入される 1 万円以下の貨物に課税)

令和 8 年度税制改正大綱では、通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送される資産(一の資産の対価の額が 1 万円(税抜き)以下であるものに限る。)の譲渡(以下、「特定少額資産の譲渡」(仮称)といふ。)について、資産の譲渡等に係る消費税の課税対象とするとしている。この改正は、従前の輸入消費税に係る少額免税から通信販売取引を除外するものであり、改正後においては、通信販売により海外から輸入される税抜き 1 万円以下の貨物については消費税の課税対象となる。

併せて、特定少額資産の譲渡を行う事業者で、税務署長に申請書を提出し、税務署長の登録を受けた事業者を「特定少額資産販売事業者」とし、特定少額資産販売事業者が特定少額資産の譲渡に係る課税貨物を保税地域より引き取る際に消費税が課税されないようにするとされている。

この改正は国内で輸入販売を手掛ける事業者に配慮した規定と考えられる。すなわち、以前より、国外で通信販売により国内の消費者に販売を行う事業者に関しては、1 万円以下の輸入貨物につき消費税が免税される上に、1 万円を超える貨物について消費税を適切に納付していないケースが散見され、その結果、国内事業者は国外事業者との間で少なくとも消費税分(10%)の価格差がある状況下で競争を強いられるという問題点が政府税制調査会の議論において指摘されていた。この改正が施行されれば、通信販売により国内に輸入される貨物について価格を問わず消費税が課されることとなるため、国内事業者の不適切な競争環境の是正に資するものと考えられ、また、課税逃れにも対処できる規定となっている。

なお、本改正は 2028 年(令和 10 年)4 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等および課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用するとされており、経過期間が設けられている。

2. 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入

令和 8 年度税制改正大綱においては、物品販売に係るプラットフォーム課税が導入される。

具体的には、まず、①デジタルプラットフォーム(オンライン通販サイト等)の運営事業者が、その課税期間において、当該プラットフォームを通じて取引される①国外事業者が国内において行う資産の譲渡(特定少額資産の譲渡に該当するもの以外)および②事業者が行う特定少額資産の譲渡(プラットフォームを通じて輸入される 1 万円以下の貨物)、の各対価の合計額が 50 億円(税込み)を超える場合には、当該デジタルプラットフォーム事業者に国税庁長官への届出義務を課し、国税庁長官は当該デジタルプラットフォーム事業者を第 2 種プラットフォーム事業者として指定する、②第 2 種プラットフォーム事業者は、自らのプラットフォームを通じて上記①および②の譲渡の対価を收受する場合には、自らが取引を行ったものとして消費税を負担する、③第 2 種プラットフォーム事業者は、上記①に対応する国外事業者の課税仕入等を事前の承諾を得て仕入税額控除の対象とができるものとされている。

この改正により、一定規模以上のデジタルプラットフォームの運営事業者(第 2 種プラットフォーム事業者)は、本来の納税義務者である国外事業者に代わって消費税を納めることとなる。消費税の納税義務をこのように転換することで、

https://www.amt-law.com/insights/newsletters/newsletter_20250623_ja_001/

² https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf

政府税制調査会で指摘されていた国外事業者による国内販売についての消費税の無申告が生じている懸念に対応している。国外事業者が、税関事務管理人を選任した上で、自らが輸入者となり輸入申告を行い消費税を納付する場合には、第2種プラットフォーム事業者が仕入税額控除を行うことで調整することが想定されている(上記③)。

本改正は、2028年(令和10年)4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等および課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用するとされている。

ただし、本改正のうち第2種プラットフォーム事業者の指定については特例が設けられている。具体的には、デジタルプラットフォーム事業者の2027年(令和9年)1月1日から同年3月31日までの期間におけるプラットフォーム課税の対象となる上記①と②の譲渡の対価の合計額を4倍した金額が50億円(税込み)を超える場合には、国税庁長官への届出義務および国税庁長官による指定を行うとするもの(上記①の特例)で、2027年(令和9年)4月1日から施行されるものとされている。もっとも、指定の効力自体は2028年(令和10年)4月1日に生ずるとされており、実際に第2種プラットフォーム事業者において、消費税の納税義務が生じるのも2028年(令和10年)4月1日以降であり、本特例は、2028年(令和10年)4月1日から徴税を開始するための事前の体制整備のための規定といえる。

III. 令和8年度関税改正の答申

1. WG中間とりまとめ³の概要

冒頭で述べたとおり、令和8年度関税改正の答申は、WG中間とりまとめにおける議論が前提となっている。WG中間とりまとめでは、第1回WGから第3回WGで説明および議論された内容を総覧し、それぞれの課題の対応の方向性を盛り込む形で整理されている。

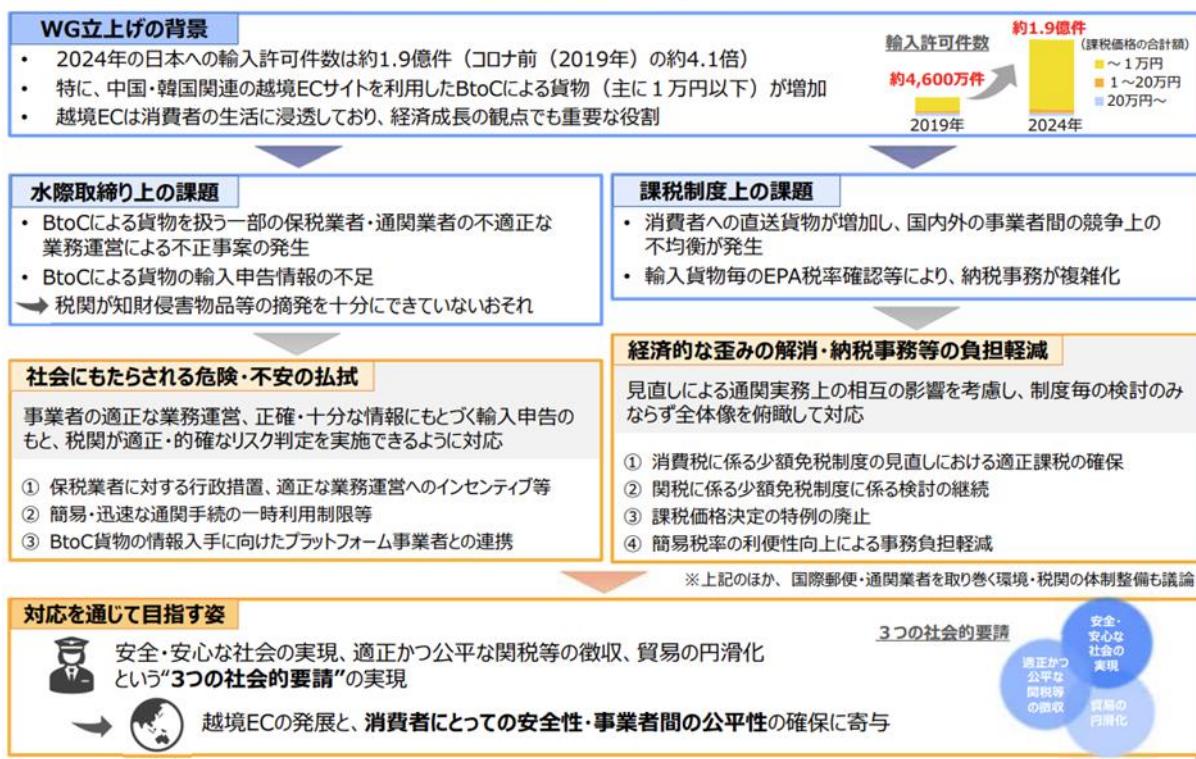
具体的には、以下の図表のとおり、BtoCによる輸入増大やEPA等の拡大といった社会構造の変化により発生した水際取締り上の課題および課税制度上の課題についてとりまとめた上で、前者については「社会にもたらされる危険・不安の払拭」と題して、後者については「経済的な歪みの解消・納税事務等の負担軽減」と題して、それぞれ対応の方向性がまとめられている。

これらの内容はいずれも、従前のWG内ですでに検討・言及されていたものであり、文字どおり、従前の議論のとりまとめの内容となっている。

3 (とりまとめの概要)https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/proceedings_customs/material/20251126/kana20251126siryo1-1.pdf

(とりまとめ本体)https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/proceedings_customs/material/20251126/kana20251126siryo1-2.pdf

中間とりまとめ 全体像



出典：「急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ 中間とりまとめ(概要)」

資料 1-1(2025年11月26日)前掲注3とりまとめの概要2頁

2. WG 中間とりまとめにおいて言及されていた対応の方向性

中間とりまとめにおいて言及されている対応の方向性のうち、令和8年度関税改正の答申に盛り込まれるに至ったものは以下のとおりである。

(1) 保税業者に対する「業務の適正性の確保を促す」行政処分の新設⁴

少額貨物の輸入の急増による水際取締りへの影響に対応する上では、税関と保税業者・通關業者が一体となった水際取締りに取り組む必要がある。また、このような取締りの実効性を担保するためには、税関が保税業者・通關業者の適正な業務運営を適切に監督することが求められる。

現在、通關業者に対して税関が認められている監督方法として、行政指導のほかに、業務改善命令、業務停止、許可取消しという段階を踏んだ行政処分が設けられている。他方で、保税業者に対する監督方法は、検査の結果等に応じて必要な改善を促すための助言・指導(行政指導)と、外国貨物等の搬入停止・許可取消し(行政処分)という両極端の対応しか存在しないことから、上記行政処分に至らない軽微な不正に対して、不正の程度に応じた対応を講じることができず、結果として適切な監督が難しいという課題があった。

そこで、中間とりまとめにおいては、従前の行政指導と搬入停止等処分の中間にあたる行政処分として、新たに、保税業者に対する「業務の適正性の確保を促す」行政処分を新設することにより、保税業者の軽微な不正が確認された段階で、可能な限り早期かつ効果的に、適正な貨物管理・通關手続を促進できるようにすること、さらに、処分を通じて、事業

⁴ 前掲注3とりまとめ本体8頁

者の適正な業務運営に向けた自発的な取組を支援し、重大な不正事案の発生を未然に防止することが適当とされている。

(2) 輸入申告項目への「プラットフォーム事業者等の番号」および「販売時における課税の有無」の追加⁵

輸入貨物については、政府税制調査会において、現在、関税と原則同時に徴収される輸入消費税に係る少額免税制度の見直しが議論されており、輸入消費税の新たな課税方法として、EU 方式(税務当局への登録の有無により納税義務者(販売者・PF 事業者か消費者)を変更する方式。この場合、少額免税制度は廃止となることが前提となる。)と豪州方式(一定規模の事業者についてのみ申告納税義務を課す方式。この場合、少額免税制度自体は存続される前提となる。)が念頭に置かれていた。上記令和 8 年度税制改正大綱によれば、一定規模(50 億円)以上のプラットフォーム事業者を第 2 種プラットフォーム事業者として指定するとされているため、豪州方式に倣った制度設計が想定されているようである。

ただ、いずれの制度を参考とするにしても、プラットフォームや EC サイトを通じて購入される少額の通販貨物について、販売時に課税される貨物と輸入申告時に課税される貨物の 2 パターンが生じることとなることから、税関や通関業者において輸入申告時に課税される貨物か否かを識別できるようにすべく、一定の準備期間を設けた上で、輸入申告項目として、「プラットフォーム事業者等の番号」および「販売時における課税の有無」を追加する対応が検討されている。

かかる追加項目は、上述した「第 2 種プラットフォーム事業者」や「特定少額資産販売事業者」の登録と紐付いた仕組みになるものと想定される。そのため、今後、「第 2 種プラットフォーム事業者」に登録されることが想定される事業者や、「特定少額資産販売事業者」への登録を希望する事業者は、この制度改正についても令和 10 年 4 月 1 日以降対応すべきこととなる。

専門家会合における課税方法の見直しの方向性

納税義務者	課税時期	納税先
国税当局に登録を行ったPF事業者等が販売する少額貨物	販売時	国税当局
上記以外の少額貨物	輸入申告時	税関

出典:同上 10 頁

(3) 関税の課税価格決定の特例の廃止⁶

課税価格決定の特例(いわゆる「0.6 掛け」)は、輸入される個人使用貨物の課税価格を、海外小売価格に「0.6」を乗じて算出するものであり、もともとは、1980 年に、当時の個人使用貨物の輸入に係る税負担を引き下げるこにより海外卸売価格で輸入される商業貨物と個人使用貨物の課税の公平性を確保する観点から導入された。

しかし、近年は、導入当初と比べて、個人が越境 EC サイトにより物品の購入・寄贈することが容易になっており、上記特例が越境 EC サイトを通じた BtoC による輸入に適用されることで、逆に越境 EC サイトで商品を販売する国外事業者が、商品を輸入して消費者に販売する国内小売業者に比して、関税負担の差異による競争上の優位性を得る結果となっていることが指摘されていた。

5 前掲注 3 とりまとめ本体 17 頁以下

6 前掲注 3 とりまとめ本体 21 頁以下

以上を前提に、中間とりまとめでは、課税価格決定の特例を廃止することが対応の方向性として示されている。当該特例が廃止された場合、税関・通関業者双方において、当該特例の対象かどうか(個人使用貨物か否か)を判定する必要がなくなることから、これによる事務負担の軽減が見込まれると指摘されている。一方、廃止によって新たに課税されることとなる 10,001 円以上 16,666 円以下(関税の少額免税制度による課税価格 10,000 円までの免税が、個人使用貨物については 0.6 掛けにより事実上 16,666 円まで認められていた。)の個人使用貨物に対する徴税事務の負担増加については、他の制度の見直しによる納税事務負担の削減について言及されているのみであり、負担が増加すること自体は避けられない見込みとなっている。

3. 令和 8 年度関税改正の答申

令和 8 年度関税改正の答申⁷は、2025 年 12 月 16 日開催の関税分科会において報告された令和 8 年度関税改正の答申(案)⁸がベースになっている。当該答申においては、上記 WG 中間とりまとめに沿う形で、「保税業者に対する業務改善命令の創設等」、「課税価格決定の特例の廃止」が盛り込まれていた。保税については、①保税業者に対する業務改善命令の新設、②保税業者が適正な貨物管理を行うための体制等を規定した規則を定めることの法定化、③貨物搬出時の確認義務の新設、と創設される具体的な対応策が明らかとなっている。他方、課税価格決定の特例については、中間とりまとめで言及されていた当該制度の廃止以外の対応策は採られない模様である。

これらの措置は、早ければ今年(2026 年)4 月 1 日にも施行される可能性があり、改正法案の動向および施行日に留意する必要がある。

一方、輸入申告項目への「プラットフォーム事業者等の番号」および「販売時における課税の有無」の追加については、上記のように、消費税の課税対象の見直しおよびプラットフォーム課税の開始(施行)時期が 2028 年(令和 10 年)4 月 1 日以降とされているため、当面の間は現制度が継続し、この間に通関実務上の対応が検討されるものと考えられる。

以上

7 令和 8 年度における関税率および関税制度の改正等についての答申別紙

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20251216/bessi.pdf

8 関税・外国為替等審議会 関税分科会(2025 年 12 月 16 日開催)配付資料

(「資料 1 令和 8 年度における関税率および関税制度の改正等」)

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/proceedings_customs/material/20251216/kana20251216siryo1.pdf

(令和 8 年度関税改正答申案別紙「資料 2 別紙 答申案別紙」)

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/proceedings_customs/material/20251216/kana20251216siryo2-2.pdf

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 下尾 裕 (yutaka.shimoo@amt-law.com)
弁護士 松本 拓 (taku.matsumoto@amt-law.com)
弁護士 遼田 駿 (shun.sawada@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。